

仕訳例) 2019年10月より前に、 10%の領収の仕訳伝票を計上する

大きく4つの仕訳例をご紹介します。お客様の状況にあわせてご参照ください。
また、仕訳例は一例です。お客様の取引内容に応じて、適切な勘定科目を使用してください。

■ 一年分の料金を領収する

[例1]

消費税8%・10%をあらかじめ計算して、2019年10月より前に一年分のテナント賃料を領収していた場合

.....2ページ

[例2]

一年分のテナント賃料を8%の税率で2019年4月に領収していた場合

[例2-①]

後日差分2%の料金を相手先に追加請求する場合

.....4ページ

[例2-②]

差分2%の料金は自社でもつ場合

.....7ページ

■ 9月に10月分の料金を領収する

[例3]

2019年9月に、10月分のテナント賃料を領収する場合

.....10ページ

●【例1】消費税8%・10%をあらかじめ計算して、
2019年10月より前に一年分のテナント賃料を領収する場合

消費税8%・10%をあらかじめ計算して、消費税10%施行前（2019年10月1日より前）に一年分の料金を領収する場合は、10月1日より前の売上分は「売上」科目、10月1日以後の売上分は「前受収益」科目で計上します。

その後、10月1日以後に、「前受収益」から「売上」に振り替える仕訳伝票を登録することで、一年間を通して正しい税率で登録できます。

(10%の消費税額の計上は、施行日10月1日以後になります。)

契約期間：2019年4月～2020年3月	(税込)	(税抜)	
売上：2019年4月～2019年9月	¥648,000	¥600,000	(消費税8%：¥48,000)
2019年10月～2020年3月	¥660,000	¥600,000	(10%：¥60,000)
計	¥1,308,000	¥1,200,000	(消費税：¥108,000)

受領日：2019年4月に一年分を受領する

仕訳例

決算月の違いにより仕訳伝票の内容が異なるため、該当する例をご参考ください。

【3月決算法人の場合（契約期間の途中で決算が訪れない場合）】

【税抜経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。
また、10%分の消費税額を一旦「前受収益」に計上後、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

10月以後の料金分を「税区分 0：対象外」で計上します

<受領月>

借方	貸方	摘要
現金 1,308,000	売上 600,000 8% 48,000	
	売上 ※税区分「0:対象外」 600,000	
	前受収益 60,000	10%繰り延べ分

10%の消費税額を一旦「前受収益」で計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

- 受領月に「税区分 0:対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認(P.12 参照)します。
- 受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。

10月以後の料金分を振り替え、本体価額とともに消費税額を計上します。

借方	貸方	摘要
売上 ※税区分「0:対象外」 600,000	売上 600,000 10% 60,000	
前受収益 60,000		

【税込経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。
10月以後に、本体価額とともに10%の消費税額を計上します。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	1,308,000	売上	648,000 (48,000)	
		8%		
		売上 ※税区分「0:対象外」	660,000	

10月以後の料金分（税込）を「税区分 0：対象外」で計上します

<2019年10月以後>

受領月に「税区分 0:対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認（P.12 参照）します。
10月以後の料金分を振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	660,000	売上	660,000 (60,000)	
		10%		

【9月決算法人の場合】

ポイント

10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上後、10月以後に売上に振り替え、10%の消費税額を計上します。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	1,308,000	売上	648,000 (48,000)	
		8%		
		前受収益	660,000	10%繰り延べ分

10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、
10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出（P.13 参照）します。
前受収益を売上科目に振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
前受収益	660,000	売上	660,000 (60,000)	
		10%		

●【例2-①】一年分のテナント賃料を8%の税率で2019年4月に領収する場合、後日差分2%の料金を相手先に追加請求する場合

旧消費税8%で一年分の料金をすでに領収した後に、10月以後のテナント賃料に対する差分2%を相手先に追加請求する場合は、追加請求した料金は一旦、「仮受金」で計上します。そして、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

契約期間：2019年4月～2020年3月

【一年分のテナント賃料を8%で受領する】

	(税込)	(消費税)	(税抜)
売上： 2019年4月～2019年9月	¥648,000	(8%： ¥48,000)	¥600,000
2019年10月～2020年3月	¥648,000	(8%： ¥48,000)	¥600,000
計	¥1,296,000	(8%： ¥96,000)	¥1,200,000

受領日：2019年4月に一年分を受領する

【差分2%を受領する】

	(税込)	(消費税)	(税抜)
売上： 2019年10月～2020年3月	¥648,000	(前回受領分8%： ¥48,000)	¥600,000
売上： 2019年10月～2020年3月	¥660,000	(10%： ¥60,000)	¥600,000
		(差分2%分： ¥12,000)	

受領日：2019年10月以後に差分2%を受領する

仕訳例

決算月の違いにより仕訳伝票の内容が異なるため、該当する例をご参考ください。

【3月決算法人の場合（契約期間の途中で決算が訪れない場合）】

【税抜経理の場合】

ポイント

- 10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。また、10月以後の料金分の8%の消費税額を一旦「前受収益」に計上します。
- 追加請求の料金は、「仮受金」で計上します。10月以後に、「売上（10月以後の料金分）」と「前受収益」「仮受金」を、「売上（10%）」に振り替えるとともに10%の消費税額を計上します。

10月以後の料金分を「税区分 0：対象外」で計上します

<受領月>

借方	貸方	摘要
現金 1,296,000	売上 600,000	
	8% 48,000	
	売上 ※税区分「0:対象外」 600,000	
	前受収益 48,000	10%繰り延べ分

8%の消費税額を一旦「前受収益」で計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、売上計上時の振り替えの際に特定しやすくなります。

< 2019年10月以後（差分2%受領時） >

借方		貸方		摘要
現金	12,000	仮受金	12,000	差分2%受領分

追加請求の料金は、「仮受金」で計上します

摘要欄に「差分2%受領分」などを入力することで、売上計上時の振り替えの際に特定しやすくなります。

< 売上計上（決算時） >

- 受領月に「税区分 0:対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認 (P.12 参照) します。
- 受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。
- 差分2%の受領月に計上した「仮受金」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。

「売上（10月以後の料金分）」と「前受収益」「仮受金」を、「売上（10%）」に振り替えるとともに10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	600,000	売上 10%	600,000 60,000	
前受収益	48,000			
仮受金	12,000			

【税込経理の場合】

ポイント

- 10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。
- 追加請求の料金は、「仮受金」で計上します。10月以後に、「売上（10月以後の料金分）」「仮受金」を、「売上（10%）」に振り替えるとともに10%の消費税額を計上します。

< 受領月 >

借方		貸方		摘要
現金	1,296,000	売上 8%	648,000 (48,000)	
		売上 ※税区分「0:対象外」	648,000	

10月以後の料金分（税込）を「税区分 0:対象外」で計上します

< 2019年10月以後（差分2%受領時） >

借方		貸方		摘要
現金	12,000	仮受金	12,000	差分2%受領分

追加請求の料金は、「仮受金」で計上します

摘要欄に「差分2%受領分」などを入力することで、売上計上時の振り替えの際に特定しやすくなります。

<売上計上（決算時）>

- 受領月に「税区分 0:対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認(P.12 参照)します。
- 差分2%の受領月に計上した「仮受金」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。

「売上（10月以後の料金分）」と「仮受金」を、「売上（10%）」に振り替えるとともに10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	648,000	売上 10%	660,000 (60,000)	
仮受金	12,000			

【9月決算法人の場合】

ポイント

- 10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上します。
- 追加請求の料金は、「仮受金」で計上します。10月以後に、「前受収益（8%）」と「仮受金」を、「売上（10%）」に振り替えるとともに10%の消費税額を計上します。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	1,296,000	売上 8%	648,000 (48,000)	
		前受収益	648,000	10%繰り延べ分

10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、売上計上時の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後（差分2%受領時）>

借方		貸方		摘要
現金	12,000	仮受金	12,000	差分2%受領分

追加請求の料金は、「仮受金」で計上します

摘要欄に「差分2%受領分」などを入力することで、売上計上時の振り替えの際に特定しやすくなります。

<売上計上（決算時）>

- 受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。
- 差分2%の受領月に計上した「仮受金」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。

「前受収益」と「仮受金」を、「売上（10%）」に振り替えるとともに10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
前受収益	648,000	売上 10%	660,000 (60,000)	
仮受金	12,000			

●【例2-②】一年分のテナント賃料を8%の税率で2019年4月に領収する場合、
差分2%の料金は自社でもつ場合

旧消費税8%で一年分の料金をすでに領収した後に、10月以後のテナント賃料に対する差分2%を自社でもつ場合は、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上する際に「売上」から減らします。

契約期間：2019年4月～2020年3月

【一年分のテナント賃料を8%で受領する】

		(税込)	(消費税)	(税抜)
売上：	2019年4月～2019年9月	¥648,000	(8%：¥48,000)	¥600,000
	2019年10月～2020年3月	¥648,000	(8%：¥48,000)	¥600,000
	計	¥1,296,000	(：¥96,000)	¥1,200,000

受領日：2019年4月に一年分を受領する

【差分2%を自社でもつ】

		(税込)	(消費税)	(税抜)
受領済売上：	2019年10月～2020年3月	¥648,000	(前回受領分8%：¥48,000)	¥600,000
売上(2%負担)：	2019年10月～2020年3月	¥648,000	(10%：¥58,909)	¥589,091
			(差分2%分：¥10,909)	

受領日：2019年10月以後に差分2%を受領する

仕訳例

決算月の違いにより仕訳伝票の内容が異なるため、該当する例をご参考ください。

【3月決算法人の場合（契約期間の途中で決算が訪れない場合）】

【税抜経理の場合】

ポイント

10月以後に、「売上（10月以後の料金分）」と「前受収益」を「売上（10%）」に振り替える際に、本体価額から差分2%分差し引くため、売上が減ります。

10月以後の料金分を「税区分 0：対象外」で計上します

<受領月>

借方	貸方	摘要
現金 1,296,000	売上 600,000	
	8% 48,000	
	売上 ※税区分「0:対象外」 600,000	
	前受収益 48,000	10%繰り延べ分

8%の消費税額を一旦「前受収益」で計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

< 2019年10月以後 >

- 受領月に「税区分 0:対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認 (P.12 参照) します。
- 受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。

10月以後の料金分を振り替え、本体価額から差分2%分差し引き、消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	600,000	売上 10%	589,091 58,909	
前受収益	48,000			

差分2%分 (10,909円)、売上が減ります

【税込経理の場合】

ポイント

10月以後に、「売上 (10月以後の料金分)」を「売上 (10%)」に振り返る際に、消費税額を差分2%分増やして計上します。

< 受領月 >

借方		貸方		摘要
現金	1,308,000	売上 8%	648,000 (48,000)	
		売上 ※税区分「0:対象外」	648,000	

10月以後の料金分 (税込) を「税区分 0:対象外」で計上します

< 2019年10月以後 >

受領月に「税区分 0:対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認 (P.12 参照) します。
10月以後の料金分を振り替え、消費税額を差分2%分を増やして計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	648,000	売上 10%	648,000 (58,909)	

差分2%分 (10,909円)、消費税額が増えています

【9月決算法人の場合】

【税抜経理の場合】

ポイント

10月以後に、「前受収益」を「売上（10%）」に振り替える際に、本体価額から差分2%分差し引くため、売上が減ります。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	1,308,000	売上	648,000 (48,000)	
		8%		
		前受収益	648,000	10%繰り延べ分

10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出（P.13参照）します。

前受収益を売上科目に振り替え、本体価額から差分2%分差し引き、消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
前受収益	648,000	売上	589,091 58,909	
		10%		

差分2%分（10,909円）、売上が減ります

【税込経理の場合】

ポイント

10月以後に、「前受収益」を「売上（10%）」に振り替える際に、消費税額を差分2%分増やして計上します。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	1,308,000	売上	648,000 (48,000)	
		8%		
		前受収益	648,000	10%繰り延べ分

10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出（P.13参照）します。

前受収益を売上科目に振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
前受収益	648,000	売上	648,000 (58,909)	
		10%		

差分2%分（10,909円）、消費税額が増えています

●【例3】2019年9月に、10月分のテナント賃料を領収する場合

10月の売上分は「前受収益」で計上します。

その後、2019年10月1日以後に、「前受収益」から「売上」に振り替える仕訳伝票を登録することで、正しい税率で登録できます。

(10%の消費税額の計上は、施行日10月1日以後になります。)

仕訳例

決算月の違いにより仕訳伝票の内容が異なるため、該当する例をご参考ください。

【3月決算法人の場合（契約期間の途中で決算が訪れない場合）】

【税抜経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。

また、10%分の消費税額を一旦「前受収益」に計上後、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

10月以後の料金分を「税区分 0：対象外」で計上します

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	110,000	売上 ※税区分「0:対象外」	100,000	
		前受収益	10,000	10%繰り延べ分

10%の消費税額を一旦「前受収益」で計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

- 受領月に「税区分 0：対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を確認(P.12 参照)します。
- 受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出 (P.13 参照) します。

10月以後の料金分を振り替え、本体価額とともに消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	100,000	売上	100,000	
		10%	10,000	
前受収益	10,000			

【税込経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。
10月以後に、本体価額とともに10%の消費税額を計上します。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	110,000	売上 ※税区分「0:対象外」	110,000	

10月以後の料金分（税込）を「税区分 0：対象外」で計上します

<2019年10月以後>

受領月に「税区分 0：対象外」で計上した「売上」の仕訳伝票の抽出と合計金額を（P.12 参照）します。
10月以後の料金分を振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
売上 ※税区分「0:対象外」	110,000	売上	110,000	
		10%	(10,000)	

【9月決算法人の場合】

ポイント

10月の料金を一旦「前受収益」に計上後、10月以後に売上に振り替え、10%の消費税額を計上します。

<受領月>

借方		貸方		摘要
現金	110,000	前受収益	110,000	10%繰り延べ分

10月以後の料金を一旦「前受収益」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、
10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

受領月に計上した「前受収益」の合計金額を抽出（P.13 参照）します。
前受収益を売上科目に振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
前受収益	110,000	売上	110,000	
		10%	(10,000)	

● 仕訳伝票の抽出方法

● 税区分での抽出（収益科目）

「税区分 0：対象外」にした勘定科目の明細は、[税区分明細表] メニューで抽出できます。
 以下は、「売上」の勘定科目を例にしていますが、お客様の取引内容に応じて適切な勘定科目を使用してください。

- ① [消費税申告]-[税区分明細表] メニューを選択します。

（『奉行 J - 会計編 -』をお使いの場合は、

[消費税管理資料]-[消費税入力内容チェック]-[税区分明細表]メニュー）

- ② [税区分明細表 - 条件設定] 画面の [基本条件] ページで、税区分に「0：対象外」を指定します。

※集計期間など、お客様の取引内容に応じて条件設定を変更します。

The screenshot shows the '基本条件' (Basic Conditions) page of the '税区分明細表 - 条件設定' (Tax District Detail Table - Condition Setting) screen. The '税区分指定' (Tax District Designation) section has '税区分コード' (Tax District Code) set to '0000' and '対象外' (Outside Scope). The '集計期間' (Summary Period) is set from April 1, 2019, to September 30, 2019.

- ③ [詳細条件] ページで、「勘定科目を指定する」にチェックを付けて、「勘定科目コード」に「売上」を指定して、[画面] ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '詳細条件' (Detailed Conditions) page. The '科目指定' (Account Designation) section has '科目を指定する' (Specify Account) checked. Under '勘定科目指定' (Account Designation), '勘定科目コード' (Account Code) is set to '500' and '勘定科目名' (Account Name) is '売上高' (Sales Total).

- ④集計結果が出力されます。

【貸方金額】欄が、10%の消費税額の計上をすえおいた、売上の明細です。

伝票日付	勘定科目	補助科目	借方金額	貸方金額	差額 (借方 - 貸方)
19/04/10	売上高		0	6,000	-6,000
000022					
19/04/25	売上高		0	10,000	-16,000
000023					
	【合計】		0	16,000	-16,000

● 摘要での抽出（経過勘定科目「前受収益など」）

仕訳入力時、摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後に振り替える金額を [元帳] メニューで抽出できます。

以下は、「前受収益」の勘定科目と、摘要欄に「10%繰り延べ分」を入力した例です。お客様の取引内容に応じて適切な勘定科目と摘要を使用してください。

- ① [会計帳票]-[元帳]-[元帳] メニューを選択します。
- ② [元帳 - 条件設定] 画面の [基本条件] ページで、勘定科目を指定します。

※集計期間など、お客様の取引内容に応じて条件設定を変更します。

- ③ [検索条件1] ページで、個別に抽出する摘要を入力して、[画面] ボタンをクリックします。

※ [元帳 - 条件設定] が拡張形式の場合は、[検索条件2] ページで入力します。

- ④ 集計結果が出力されます。累計行が、10%の消費税額の計上をすえおいた合計額です。

伝票日付	(相手マスター)	(相手マスター)	借方	貸方	残高
伝票No.	摘要				
繰替金額					0
18/04/05	100 現金			6,000	6,000
000024	10%繰り延べ分				
18/04/30	100 現金			19,200	19,800
000025	10%繰り延べ分				
	4月計				
			0	19,800	
	累計		0	19,800	19,800